

袖ヶ浦市就学援助費申請書

袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条の規定により就学援助費の支給を申請します。また、就学援助費の振込については、下記口座に振り込んでください。

申請者・受給者 (保護者)	住所			
	氏名		電話番号	

児童生徒氏名	生年月日	就学校	学年	個人番号			
		学校	年				
		学校	年				
		学校	年				

世帯状況 (申請日時点) ※住民票上の世帯は別でも生計を共にしている家族等も記入してください。

氏名 ※上記、児童生徒以外を記入	生年月日	児童生徒から みた続柄	職業・学校名等	令和8年1月1日 現在の市町村名	個人番号			

**【誓約・同意・委任事項】**

私 (申請者) は、就学援助費の受領に関し、次のとおり誓約・同意・委任します。また、下記の事項に違反した場合は、支給の停止・廃止を含み袖ヶ浦市教育委員会の決定・指示に従います。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。また、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに報告します。
- この申請のため、私及び私と生計を同一にする家族等構成員の住民基本台帳・税情報等の公簿等を袖ヶ浦市教育委員会が調査・閲覧することに同意します。
- この申請のため、私及び私と生計を同一にする家族の生活状況について、袖ヶ浦市教育委員会又は民生委員から情報を求められた場合は、速やかに回答します。
- この申請のため、私及び私と生計を同一にする家族の生活状況について、民生委員へ情報を提供することに同意します。
- 学校が徴収する教材費等に未納が生じた場合は、就学援助費をその経費に充当することに同意します。また、その際、就学援助費受領等に関する一切の事務を当該児童生徒が在籍する学校長に委任します。
- 学校給食費に対する就学援助費については、学校給食費への充当に同意します。
- 就学援助費の過払いが生じた場合は、袖ヶ浦市教育委員会の返還請求に速やかに対応します。

申請者氏名 (署名) \_\_\_\_\_

振込 口座	金融機関名		支店名		分類	普通・当座			
		金融機関コード		店番号					
	口座名義 (フリガナ)				口座番号				